

令和 8 年度第 1 回茅ヶ崎市青少年問題協議会 会議録

議題	1 報告事項 (1) 令和 7 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業報告について (2) 令和 9 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について 2 協議事項 青少年の交通安全について 3 その他
日時	令和 8 年 7 月 2 4 日 (金) 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分まで
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 4 階 会議室 1・2
出席者氏名 (敬称略)	【会 長】 佐藤 光 【副会長】 岸 正明 【委 員】 木山 耕治、水嶋 富士雄、木下 操、藤木 幸子、 松本 陽子、上野 洋一郎、長嶋 憲治、 山本 和男、稲見 桃、倉田 慎一、 松永 忠弘、尾木 左紀子、赤坂 雅裕、 吉原 弘子、岸 宏司、青柳 和富 (欠 席) 鈴木 光太、一條 裕喜、杉山 徹 【幹 事】 沼澤 弘税、佐野 敦樹、青木 聡、新居 博志、 松永 昭治、仲手川 武、鈴木 俊也 【関係職員】 大久保 牧子、樋口 剛、菊地 篤、中原 健一郎、 力石 裕司、森井 武、中原 英子 【書 記】 山上 洋介、山田 滉太、成瀬 雅子
会議資料	・ 次第 ・ 本日の席次表 ・ 【資料 1】 茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和 7 年度事業報告 ・ 【資料 2】 令和 9 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針 (案) ・ 【資料 3】 第三次ちがさき自転車プラン (茅ヶ崎市自転車活用推進計画) 概要版 ・ 【資料 4】 自転車安全五則 ・ (参考資料 1) 茅ヶ崎市青少年問題協議会委員名簿

	・（参考資料２）茅ヶ崎市青少年問題協議会規則 ・（参考資料３）青少年問題協議会要綱 ・（参考資料４）茅ヶ崎市青少年対策基本方針 ・自転車ルールブック ・チラシ「16歳以上の自転車交通違反に青切符適用！」
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0 名

- 青少年課長より
 - ・協議会所掌事務の説明
 - ・委員・幹事の変更報告
 - ・委員の過半数の出席を満たし会議の成立（出席委員 18 名）
 - ・傍聴者数 0 名
 - ・本協議会の会議の公表
 - ・本協議会の会議録の形式（摘録）

【開会】

- 佐藤会長

日頃より地域の青少年の健全な育成、青少年に纏わる各種課題の解決のためにご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

皆様から忌憚のないご意見を賜り、実りのある会議にしたい。

議事 1 報告事項

（１）令和 7 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業報告について

○書記

「令和 7 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業報告」について説明する。
資料 1 をご覧いただきたい。

この議題は、参考資料 4 に基づき、設定している。資料 1 の 2 ページ、令和 7 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づき実施した各事業の令和 7 年度の内容について報告するものである。

今回は主要な事業として取り上げた事業のうち、学校教育指導課事業の「学校支援地域連携事業」、青少年会館事業の「青少年事業の実施」について報告する。

はじめに、「学校支援地域連携事業」について学校教育指導課長から、つづいて、「青少年事業の実施」について青少年会館長から報告する。

○学校教育指導課長

学校支援・地域連携事業について、その中で主にコミュニティ・スクールを中心に報告する。本事業は茅ヶ崎市教育基本計画に基づき、地域との連携を軸にした教育活動の実施、及び指導協力者の派遣等を推進してきた。

学校支援・地域連携事業については、地域とともにある学校づくりの推進に向けて、令和 7 年度は新たに小中学校合同の 2 協議会を含む小学校 7 校、そして中学校 6 校、合計 13 校に学校

運営協議会を設置したことで、32校全小中学校がコミュニティ・スクールとなった。

これにより、本事業は令和8年度からはコミュニティ・スクール推進事業として取り組んでいる。

令和7年度の主な内容としては、教職員の勤務時間をはじめ、不登校児童生徒への支援、学校行事のあり方、通学路の安全、長期休業期間中の子どもの居場所、また余裕教室の有効活用、地域防災など多岐にわたっている。

各学校における協議会では、それぞれの学校や地域の実情に応じた協議を行いながら推進しているところであるが、より多くの協議を重ねている協議会ほど議論が深まり、活性化に繋がっている状況であることから、各協議会の様子を共有する機会をさらに充実させることで、教職員を含めた協議会委員の当事者意識の醸成につなげていきたい。

また全校がコミュニティ・スクールとなったことを踏まえ、今後設置から充実、そして改善、の段階へと進める所存である。

その実現に向けては、地域コーディネーターの役割の整理や担い手の拡充とともに、特定の個人に負担が偏らない体制づくりを進めていく。

また、会議運営の効率化や事務の整理統合などにより、教職員の負担が過度に集中しない仕組みへとるように支援をしていく。

さらに会議内容について、保護者をはじめ地域住民へ広く周知するとともに、児童生徒の意見も踏まえながら取り組みを検証し改善を図っていくなど、関係者との連携を図りながら、持続可能で実効性のある運営体制の構築に努めて参りたい。

その他、学校体育指導支援事業として、小学校の水泳学習を実施した。

民間業者の力を活用し、民間と学校がそれぞれの強みを生かしながら連携協働することにより、学びの質の向上と教員の負担軽減等を図った。実施校や実施回数については記載の通りである。

なお、今年度、民間施設を利用した水泳学習を9校で実施してきたが、今後も順次拡充していきたい。

○青少年会館長

「青少年事業の実施」について、令和7年度の取り組みを報告する。

事業数は全部で17事業を実施した。そのうち、体験型講座は7事業を実施した。

「3x3（スリーエックススリー）バスケットに挑戦！」では2025年6月に茅ヶ崎市で初めて発足した3人制バスケットボール（3X3：スリーエックススリー）チームである「CHIGASAKI STARS」のプロ選手やその代表でありラジオDJの龍口健太郎さんを講師とし、青少年にバスケの楽しさを伝え、地域のプロアスリートなどとの交流でシビックプライドの醸成を図った。

また、他施設または企業と連携して実施した連携講座は4事業を実施した。

「科学のびっくり箱！なぜなにレクチャー ホバークラフト」ではトヨタ自動車株式会社と連携し、社員等が講師となってホバークラフトが走る仕組みについて実験を通じて学ぶ講座を実施した。実際にエアークションと掃除機を使ったデモ機に乗って原理を体験したところでは子どもたちの歓声が上がり、大変盛り上がった。

施設を有効活用した事業は5事業を実施した。

学習室開放事業では、令和7年1月に常設としたことにより、利用件数が6年度705件に対し、7年度1243件と538件の増加となった。

利用者からは、「受験勉強の応援ありがとう」といった感謝の言葉をいただくこともあった。

令和7年度において青少年の健全育成のため、余暇活動推進の一環として、居場所づくりや多様な学習の機会の提供ができたと考えている。

○佐藤会長

報告があったもの以外にも、令和7年度の実績について質問などあるか。

○吉原委員

質問ではないがこの冊子を見せていただき、青少年問題協議会の中で市内の小中高生が一生

懸命様々な活動をしていることは何度も聞いており、子どもたちが元気に笑顔で活動していることは嬉しいと感じている。

その中で、中学校で防災教育をやっている話を聞いているが、地域の中では自治会での防災訓練や大きな防災訓練等も毎年行われており、子どもたちも参加してくれている。地域の中に防災リーダーはいるが、どこの団体も高齢化してきており、ぜひ若い力が欲しいという声がいつもその会議の中で出ている。できれば子どもたちにただ参加するだけではなく、座学や体験をした生徒に地域の中学生のリーダーとなるような仕組みとしてあげたい。

大人だけではなく子どもたちの声も聞きながら、地域防災や近所との関係構築について子どもたちを交えた話し合いをしていきたいと考えている。

中、高校生、大学生もとても忙しい中ではあるが、少しでも興味があれば、防災だけでなく、大人と一緒に自分の住んでいる地域の将来を考えていく一員になってもらえるような企画をやっていただけると嬉しい。

今、ジュニアリーダーの数が少なくなっているものの一生懸命やってくれており、認めてあげるといふ事はとても大事だと思っているので、考えていただきたく発言した。

○木下委員

先ほどコミュニティ・スクールが小中学校全校でスタートしたという報告を受けた。地域でもそう承知している。学校や家庭、教育委員会、また福祉機関との連携は十分に機能しているのか。

この取り組みはグランドデザイン的な取り組みとして、2008年から文部科学省の学校支援地域本部事業として全国に開始をしており、「つながろう！つながろう！学校と地域」の取り組みが十数年経過しているが、実施している学校もある一方で、そうでない学校もある。

というのは、コミュニティ・スクールで地域も呼んで議論しているということではなく、やはり学校行事も地域への案内をしていただき、子どもたちの成長ぶりや学校の取り組みを地域の方に見て知っていただく機会を作っていただきたい。

コロナ禍以降、地域に行事の案内も一切出さないという学校もあると承知しているが、地域にも情報の提供をしていただきたいと願う。

(2) 令和9年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について

○書記

事務局より令和9年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について説明する。

取り組み方針については青少年が可能性の幅を広げ、主体的に活動できるよう青少年対策を実施し、青少年の育成活動を推進するものである。

本方針は令和8年度の第1回会議（今回）において翌年度の方針を定め、第2回会議（次回）において方針をもとに翌年度の計画を策定する形となっている。

また令和9年度方針については、令和8年度と同様で案を作っている。

○佐藤会長

令和9年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について意見・質問などあるか。

○赤坂委員

この方針案の2学校教育の充実の項で、7番目として全校体育館への「エアコン設置・拡充を入れること」を提案する。学校訪問すると、夏休み前の全校集会をエアコンが入っているため、体育館で行うことできた、子どもたちの顔を見ながら直接語ることができた、という話を聞く。

これは市長、教育委員会が行っている本当に大きな仕事である。すでに体育館のエアコン設置は終わっていると聞いており、電気代が非常にかかるなど課題もあるきくが、青少年の健全育成に直結するので、エアコンの設置を進めてもらいたいため、方針についても提案する。

○佐藤会長

ただいま提案があったことを事務局はご承知いただきたい。

○教育総務部長

学校のエアコン設置について、令和6年度、7年度にそれぞれ中学校の体育館、小学校の体育館のエアコン設置し、全32校すべてにエアコンの設置が終了した。

体育館という状況もあり、今後検証していかなければいけない電気代等への影響、使用料等への影響等もあると考えている部分はあるが、まずは利用する子どもたちの安全が最優先されるので、ご指摘いただいた通り、多方面の角度から検討し充実をさせていきたいと考えているところである。

2 協議事項

青少年の交通安全について

○佐藤会長

協議事項議題、「青少年の交通安全について」の協議となる。

本市は自転車利用の割合が多い自転車のまちである。

一方で、交通事故のうち自転車事故の割合も高く、安全安心な街であるために交通安全への取り組みが不可欠であると考えている。

本年よりいわゆる青切符の導入も始まり、児童生徒、青少年へ交通安全啓発は行政の取り組みだけではなく、地域の皆様と一体となって取り組むことが重要である。

ぜひ活発な意見交換を行っていただき、課題解決に向けた契機としたい。

○書記

青少年の交通安全について説明する。追加資料の資料3・4をご覧ください。

本市の交通事情の特徴として、自転車の利用割合の高さが挙げられる。自転車利用においては、本市ではちがさき自転車プランにより自転車の利用促進を進めており、県内市町村では自転車利用割合が最も高く、自転車のまちとなっている。

また、茅ヶ崎市の自転車通勤通学分担率、自転車のみを利用する割合は17.53%と県内で最も高い利用率で、学生の自転車利用も多い状況である。

一方、茅ヶ崎警察署管内では2025年内に発生した事故件数は958件、そのうち自転車に関係する事故は418件で43.6%を占めており、自転車利用が多い町であるとともに、自転車利用に伴う事故が多い町でもある。

児童の交通事故においては、登下校の歩行中、自転車乗用中が大部分を占め、特に歩行中は行動範囲が広がる小学1年生に事故発生率が高い状況となっている。小学生高学年になると、歩行中よりも自転車乗用中の割合が急増している。

また令和8年4月1日から交通反則通告制度、いわゆる青切符を導入すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行されたこともあり、自転車乗用をはじめとした交通安全への取り組みが各所で行われており、特に子どもへの交通安全に対する意識づけが肝要である。

以上の通り、本市としても自転車利用を初めとした児童への交通安全啓発は重要であると考え、行政、学校、各関係機関だけでなく、地域とともに本問題に向き合い、市全体としてどのような支援をしていくべきか、青少年問題協議会の議題とすることとした。関係行政機関や各団体の現状や取り組み事例の共有、提案、意見交換等を行い、行政と地域が一緒になって課題解決に向けた契機としたい。

○都市政策課長

ちがさき自転車プランについて紹介する。資料3ちがさき自転車プランの概要版をご覧ください。

資料右手に本市が目指すものとして計画の背景を記載した。本市にとって自転車は通勤通学、日常の買い物、観光の移動手段として欠かすことのできない移動手段である。これは本市が平坦な地形であること、住宅地から駅などの目的地までの距離が近く、コンパクトな市街地であること、比較的狭い道が多いことなどが要因と考えられ、自転車は本市に合った交通イ

ンフラとなっている。

こうしたことから、過度な自動車利用から転換によって環境負荷の低減や観光需要への対応を目指すことが求められている。

また、自転車の関係する事故が多いことや、自転車ルールに関する周知徹底の必要性などが課題として挙げられている状況である。

裏面をご覧ください。これらを受け、本市ではいつまでも自転車に乗って楽しみ続けられるまちを目指し、4つの方向性のもとに取り組みを進めている。主要な取り組みについて説明する。

まず、思いやりの心づくりとして交通安全教室の実施や、自転車利用ルールの啓発活動。次に風を感じる空間づくりとして自転車走行空間の整備や、駐輪場放置自転車対策。暮らしに届けこむ仕組みづくりとしてシェアサイクルの利用促進やバス等々の乗り継ぎ利便性の向上。まちの魅力に触れる仕掛けづくりとして、サイクルツーリズムの促進などを挙げている。

これらの取り組みについて市民、事業者、市が連携や役割の分担のもとに進めていくこととしている。

表面に戻っていただき左手、自転車のメリットについては、健康や環境、移動の利便性、駐車スペース、さらには家計への負担などがある。

自動車等を利用されている方がいたら、ぜひ自転車への乗り換えをお願いする。

○安全対策課長

先ほどの事務局説明の中で管内の交通状況について自転車が関係する事故が43.6%というご報告があったが、県内に54署警察署があるが、その中でも上位に位置しているという現状がある。

もう1点、安全対策課の受けとめとして非常に重いと思っている事であるが、県交通安全対策協議会から自転車交通事故多発地域の指定というものがあり、平成16年から23年連続で指定を受けている状況がある。

続いて本市で行っている交通安全教室の現状について報告する。

小学校1年生で歩行訓練、小学校3年生で自転車についての講話、5年生でまた自転車についての講話と実車の教室、そして中学校1年生と高校1年生で交通ルールの講話といった形で実施し、一般の方や高齢者等を含めて、令和7年度の実績では年間156件の安全教室を行っている。それ以外にも、春、夏、年末等のキャンペーンや強化月間といった様々な取り組みを行っている。

続いて交通の安全の実現のために、教室も大事であるが、3つ構成要素がある。

まず1点目が道路形状を直す、見直すことである。これは道路管理者が主に担うところになる。

2点目は交通規制取り締まり。これは警察に該当してくる。

最後に交通安全教室。これは交通安全協会、と安全対策課で行っている。その3つがうまくリンクして交通安全が向上していくものと考えている。

資料4、自転車交通安全利用五則の説明に移る。すべて大事なことではあるが、私が警察の方と現場を立ち会うこともあり、やはり大きな事故になるケースは、この②一時停止を守らないで行ってしまうこと、交差点での安全確認を怠ることで事故が起きている。

また、最近の事例でいうと、この⑤ヘルメットの着用を怠ったことで重大な事故になるケースがある。ヘルメットをかぶっていれば、もしかしたら救えた命があったのかもしれない。または、大きな事故にならなかったのではないかとということで、継続してやっているが、我々としてはこの安全五則、その中でも一時停止及びヘルメットの着用等を、今後重点的に守ってもらうことを進めていく必要があると考える。

今後の方向性としては、このような安全5則を皆様に伝えていく、またヘルメットの着用や自転車保険の加入などの案内をしていくこと。また、教室内容についても、警察庁の方で昨年度末新しい指針が出されているので、それに基づいてライフステージごとの教室の内容を充実させていきたい。最終的には誰もが加害者にも被害者にもならないような取り組みを実施して参る所存である。

最後にキャンペーンなどでいつも流している一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会が製作し

た「守ろうよ」という曲があるので紹介する。

この曲は、ホノルル市・郡との姉妹都市協定締結 10 周年を機に茅ヶ崎市内における交通事故ゼロを目標に掲げ作成された。

折を見て流していきたいので、皆様も覚えていただければ幸いである。

○茅ヶ崎警察署生活安全課長

管内の交通事故の発生状況について説明する。

茅ヶ崎警察署管内、茅ヶ崎市と寒川町で人口約 30 万人いるので、やはり事故も多い傾向にある。先ほど冒頭で昨年の事故の発生件数があったが、今年についても 6 月末現在、県下 54 署で一番事故の発生が多い件数となっている。

まず、管内の事故の発生件数については 504 件（6 月末）。昨年比+103 件、増減率+25.7%。茅ヶ崎市は 504 件のうちの 395 件である。

前年比について先ほど+103 件と案内したが、全体の 103 件のプラスは全て茅ヶ崎市である。茅ヶ崎市の発生件数増の増減率は+35.3%になっている。

死者数を見ると、今年 1 名亡くなっている。負傷者数は 546 名。昨年比+90 名。増減率+19.7%。先ほどの死傷者 1 名は茅ヶ崎市で発生したものになる。

負傷者が 425 名。+103 名。増減率が+32.0%ということで、茅ヶ崎市の事故は増えている状況にある。

なお、この死傷者については、3 月 6 日の午前中に発生した自転車の単独の衝突事故である。北陽中学校の近くの道路上での衝突事故で 1 名が亡くなったものである。

次に交通事故の割合である。事故のうち、自転車の割合を見ると、茅ヶ崎警察署管内全体で件数が 220 件。+56 件。増減率が+34.1%ということで増えている状況である。この中で子どもの割合は、中学生以下で 36 件となっている。昨年比+5 件。増減率+16.1%という形になっており、自転車についても子どもについても県全体の平均の増減率よりも多くなっている。

事故の発生状況をマップで確認すると、多くなっている場所は国道 1 号沿いと県道 45 号線、及び茅ヶ崎駅周辺での事故が多いという傾向がある。

自転車については今年の 4 月 1 日から青切符の導入もされている。事故の抑止を図ることと、重大な違反に及ぶ前に軽微なものを反則金制度で対応しようというところで導入になったところである。赤切符、あとは基本の事件で取り扱っている道交法違反のうち、一番多いものは飲酒である。次いで、一時不停止、三番目が踏切の遮断中の横断といずれも危険性の高いものである。

青切符については、一時不停止が一番多く、二番目が踏切の遮断中の横断という形になっている。お手元の方に、青切符についての資料を配付した。

事故に直結する危険性も高い一時不停止、踏切の遮断中の横断はそれぞれ一時不停止 5,000 円、踏切の遮断中の横断 7,000 円の反則金が設けられている。裏面にそれ以外の青切符の対象が載っているので参考にさせていただきたい。

なお、青切符は 16 歳以上の自転車交通違反について適用するものとなっている。今この現状を踏まえ、茅ヶ崎警察署の方でも事故の抑止ということで、学校などと協力した安全講話、また取り締まりといったソフト面での対策を強化しているところである。

○学校教育指導課長

中学校における部活動等における自転車利用の取り組み状況について報告する。今回、中学校における部活動等における自転車利用について見直しを行った。

これまでは学校部活動での自転車利用については原則禁止にしており、駅集合の場合のみ保護者の責任で自転車利用を可能としていた。

今回見直しを行うこととなったのは、国が定める部活動の地域展開の段階的な移行を探る中で、現地集合、現地解散の検討を進めるにあたり、今後それぞれの生徒が個別に移動することも想定されることから、駅集合以外の自転車での移動の可否についても併せて検討を進めることとなったためである。

また、近年の猛暑への対応や交通費への負担、そういった移動に係る様々な課題への対応といった視点もある。

まず、大集団で移動しないことを前提に、あくまで自転車移動を推奨するものではなく、選択肢の1つということで、安全を確認した上で認めるということにする。

ただし、自転車の乗り入れについて、事前に会場となった学校、あるいは公共施設に確認して、乗り入れが認められない場合については、自転車での移動を不可としている。

この度の検討においては、PTA連絡協議会やまちぢから協議会連絡会、青少年育成推進連絡会、スポーツ協会、中学校長会、中学校体育連盟、そして教員の代表へのヒアリングを通じて、安全確保への対策、生徒保護者への配慮、そして保護者、市民への周知などを様々なご意見をいただき、すべての委員から賛同を得た。

ヒアリングでの意見を踏まえた安全確保への対策としては、まず運用については令和8年4月の青切符制度の導入を踏まえ、罰則等の制度理解に加え、制度導入に至った本質的な理解・理由について、生徒が正しく理解し適切に行動できるようすべての中学校において交通安全教育を実施後、また教職員が余裕を持って生徒に指導、確認ができるかの検討期間を設けて7月20日以降からとした。

利用条件について。

- ・安全講習の受講（現在全校実施済み）。
- ・安全の装備としてSGマークつきのヘルメット着用を義務化。
- ・自転車については整備済み、反射盤等の安全基準を満たすものであること。
- ・自転車保険の加入を必須とすること。
- ・走行ルートについては茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画における自転車走行環境の安全性と快適性に示されているルートを基本とすること。

また、利用条件を遵守しなかった場合の対応として、保護者と協力をしながら、安全を確保できるまで利用停止とすることも検討し、あくまで罰則ではなく、改善されるよう教育的意義を持った機会とすること。そして、利用については、保護者から自転車使用届出書を受取り、保護者承諾のもと、学校長が交通安全教育指導を受けたと認めた場合、利用を承認する形とする。

今後順次各学校そして部活動の実情に応じて、自転車の利用が開始されていく予定である。

○松永委員

小学校での本校の取り組みを中心に報告する。

まず、数年前に国道1号で小学校1年生の児童が事故に遭ったことを受け、当時のその学校の校長が、教職員と一緒に作った交通安全に関する交通安全教育のカリキュラムをその学校からいただき、継続して、学校でそれぞれのカリキュラムを生かして安全教育を推進している。

小学校1年生から6年生までの発達段階に応じた継続したカリキュラムを作り、それをしっかりと年間通してやっていくということが必要だと考える。

また、参考までに説明すると小学校1・2年生、低学年は安全に行動することの大切さを理解し、安全のための決まり、約束を守ることや身の回りの危険に気づくことができることを目指す児童の姿を想定する。

これは自転車だけではないが、「止まる・見る・待つ 交通安全Vサイン」、「横断歩道は手を挙げて安全に歩く」これを低学年には徹底して身につけさせる。交通安全Vサイン、は私も何百回となく毎朝子どもたちに言っているが、これが低学年に対するもの。

中学年は、目指す児童の姿を受けて、「道路の安全な場所を広がらずに歩く」を身につけさせる。これは3年生などで学区探検をするので、しっかりと身につけさせる。

さらに高学年である5・6年生では、「自分以外の歩行者の安全も意識しながら歩く」、「危険に気づいて声をかけることができる」を身につけさせる。これは総合的な学習の時間の中で、危険な通学路の箇所調べや、実際に鎌倉見学でグループ行動をするので、その際にしっかりと伝え身につけさせている。

継続的に学校では交通安全教育に取り組んでいく必要があると思っている。

あわせて先にも話があったが、歩行中に起きた事故の年齢別死傷者数。これは自転車だけではないが、7歳が突出して多い。「魔の7歳」と言われているが、死亡事故の割合が突出していて、原因は飛び出しである。このことは、折に触れて学校だけでなく毎年同じように保護者の方、地域の方に発信をしている。

「魔の7歳」と言うと1年生後半から2年生ということになり、黄色い帽子を市から支給をいただき、本当にありがたいと思っている。

1年生に支給しているが、校長会でも共有し、2年生以上もかぶることを推奨することを毎年伝えている。本校でも2年生もほぼ全員、黄色い帽子はかぶっている。これが市内全体に広がるように、校長会でも共有していきたい。

あわせて先にも申し上げたが、通学路点検を毎年行い、それから警察・市・交通安全協会の方と協力して、また保護者や地域の方もご参加いただいている。

通学路点検の中ですべてが解決できるかというところもあり、それ以外のところを補完する意味で、今年は3年生の地域学習の中で通学路点検において危険だという箇所では、注意喚起の看板等どうしたらここが安全な交差点になるのかを子どもたち自身で自分ごととして考えさせ、現状の予定としてはこんな看板があったらいいということをデザインから考え、それを全校に提案していき、香川小学校だけの交通安全の看板を作成する。それを保護者や地域の皆さんのご理解を得てから、壁とか危ない交差点とかがあれば、設置していく。加えて、マスコットのような、そういうキャラクターの名前もつけられればいいと思っているが、あくまでもこれは子どもたちと考えながらになる。

先ほど吉原委員が言われたが、ただやらせるとか参加するということではなく、自分ごととして自分から参加して意識の向上を図ることが必要である。

その意味では子どもたちの活動になっていくことで、自分たちの身を守るということに繋がっていくと考える。

○尾木委員

中学校について、先ほど学校教育指導課からもあったが、今年度、4月から部活動の移動方法が大きく変わった。保護者の承諾のもと子どもたちだけで練習会場や大会会場に行くことが良いということになったので、そこがまず大きな改革である。

ただ単純にどこの集合場所であってもそこに直接行けということではなく、まず、各顧問で必ず行くまでの手段、ルート等を確認した上で、子どもたちの現地集合・現地解散を始めている。

今のところ本校の様子を見ても大きなトラブルもなく、1人で行くというよりも数人で各会場に行き、帰りも数名で帰っていくという形で行っている。

7月20日からの市内での自転車を伴う移動の解禁に伴い、中学校では5月から7月にかけて、各校で全生徒を対象に交通安全教室を行った。

本校の様子については、学校教育指導課から資料としていただいた動画または資料を基に、本校独自で生徒指導担当の教員が打ち合わせを重ねながら資料を作ったうえで、1時間かけて全校生徒に安全教育を行った。

それを見ていて感じたことは、単純に資料を元に行うだけではなく、動画での安全教室はとても有効であったこと。また本校の職員も自転車を利用して通勤しているので、自転車を体育館に持ち込んで、先ほど警察の方からもいただいたこの青切符の資料に基づいて、駄目な乗り方や交通ルール、逆に正しい乗り方、そういったものを実地に生徒に見せながら指導した。

子どもたちの様子を見てみると、実際に先生たちが駄目な乗り方、正しい乗り方を見せることで、子どもたちも自分ごととして捉えていた。また、この青切符の資料をよく読むと、それも駄目だったのかという新しい発見もあり、職員も含めて改めて交通ルールを知ることの大切さを感じた。

部活動では、ちょうど中体連の湘南大会が始まっている最中で、実際に7月20日から市内での解禁となったが、実はまだ市内だけであり、安全を考え、今年度は夏の湘南ブロック大会においては自転車の使用は禁止としている。

今年度行っているのは、市内での練習試合において必要に応じて承諾書を保護者から出してもらい、自転車利用を開始している状況である。まだ始まったばかりなので、大きなトラブル等はない。

もちろんヘルメットをかぶった正しい使用を徹底して顧問からも伝えているので、今のところは守っている状況かと思っている。今後も様子を見ながら、その都度呼びかけていく必要があるかと思う。

また、先ほど安全対策課からも話があったが、今までも中学1年生を対象に交通安全教室を行っていただいているが、交通安全教室のやり方として、コロナ禍前は中学生が自分で各校に自転車を持っていき、そこに警察署、安全対策課の方も含めた指導員に来ていただいて、グラウンドを使った交通安全教室というのが行われていたが、コロナ禍の後はそれがなかなか行われずに画像や資料に基づいた交通安全教室を行っている状況である。

これから少しでも子どもたちに自分ごととして捉えてもらうためにも、学校規模にもよるかもしれないが、中学1年生対象の交通安全教室のやり方については、また見直していく必要があると考える。

また、中学校の現状として、地域の方から一番言われている事は、広がって道を歩いてしまうという苦情が多くある。そのあたりはどの学校も共通してあるので、交通安全というのは広い意味で「何のためにルールがあるのか」ということも、段階を経ながら伝えていく必要がある。

○倉田委員

高等学校の取り組みということで、本校の取り組みを中心に報告する。

まず本校の状況からお話する。本校の生徒は1,030人いるが、そのうち自転車通学しているのが617人ということで、約6割の生徒が自転車通学であり、資料の自転車通勤通学分担率17.53%と比べるとかなり大きく、3.5倍ほどとなるので、交通安全には気をつけなければいけないことを実感している。

本校の取り組みとして日頃から通学指導を行っている。学校周辺の事故が起こりそうな危険な箇所に教員が立ち、登校してくる生徒に注意喚起するといったものである。

例えば曲がり角であるとか、細い道から広い道に出るところなど、そういったところに教員が立って声かけをしていく。そうして交通安全の習慣化に繋がるということを目的としてやっている。これをPTAも別の日にやってくれており、月に3回程はやってもらっており、全体で週に1回ほどできている。

交通安全教室については、本校も入学した1年生に対して行っていたが、昨年度については今回話題に出ている道路交通法改正のことに絡み、全学年に行った。その中で、改正のポイントや反則金の金額、高校生でいうと「1日バイトするとこのくらいの金額でしょ」というような話がわかりやすいのでそういった話や、自動車メーカーさんが提供している危険予測をする絵を見せて、どんなところが危険かということワークするということを実施した。

なお、この道路交通法改正に関しては、PTAが文化祭のときに改正についてのチラシを作った実践もあった。

また、これもPTAの取り組みであるが、登校に使っている自転車を地元の自転車屋の協力をもとに全部整備・点検するということをやってもらっている。先ほど申し上げた617台の自転車をすべて点検してもらっている。中には簡単な整備、油をさしたり、ネジが緩んでいるところを閉めてもらうなどしてもらっており、整備不良の自転車がなくなるような取り組みを行っている。

また、数年に1回、つまり在校生が入れかわるたびに行っていることで、「スケアード・ストレイト」という訓練がある。自転車が走ってきて車とぶつかるところを実際に生徒の前で見せて、こんなに危ないということを認識させる研修をやっている。

また自転車の生徒が多くなると、事故を起こす加害側の生徒もいるが逆に事故を受けてしまう生徒もいる。車に追突された生徒もいる。

そういったときにどう対処すべきなのかという事は、タイミングに応じて話をしている。例えば車を運転している人が「大丈夫？」と聞いたときに「大丈夫です。」と答えたことで、車の人がそのまま去ってしまうなんていうことがあるので、ちゃんと連絡先交換すること、警察に連絡することなどを話している。

○佐藤会長

それでは一通り説明があったので、他の委員の皆様から意見や質問、感想等はあるか。

○松本委員

倉田委員にお聞きするが、高校生のヘルメット着用率はどうか。

○倉田委員

これは本校で言うとう着用率はかなり低い。本校に限らず、周辺の情報を聞いてみてもあまり高くない状況がある。これは努力義務というところがあるので、おそらく着用が進んでないと思われる。

○松本委員

先ほどお話があったように、やはり事故が大きくならないためには着用が必要だということで、小学生は半分以上の子がかぶっているように見えるが、ぜひ大人も含めて推進していただきたい。

○木下委員

小学校、中学校とも授業で交通ルールに取り組んでいただき感謝申し上げます。

しかしながら、まちで見る限りでは保護者の方への指導も必要と思えるような場面を見かける。学校から呼びかけて、可能であれば保護者の方も一緒にお子さんと学ぶ機会を作っていたきたい。

そうすると家庭の中でも親子の会話が増えるので、安全について考えるような取り組み、きっかけづくりになると考える。

○松永委員

私もそれは感じている。大人が範を示すということが必要であると考え。街中で見かける国道1号を横切る方々、それから学区の中でも少し先の信号に行けばよいが、そこまで行かないで渡ってしまう方を見かける。

学校からも保護者、地域の皆様に発信をしていきたい。

○青柳委員

今の関連で松永委員が交通指導にあたっているときに、自転車にいろいろと指導された実績があるとお話を伺った。

○松永委員

正門前の挨拶も必要であるが、校門前だけではなく、子どもたちが通る危ない箇所に日替わりで私は立っていた。

もちろん子どもたちには「協力をしながら渡るんだよ」とか、「自分で見て渡るんだよ」と声をかけるが、その中で見かけるのは、渡っているところに突っ込んでくる自転車の大人の方、イヤホンを両耳したまま走っていく方、そういう方には大変恐縮であるが、私はいつも笛を持ち、笛でその方々に注意喚起をしていた。これは警察の方にも確認・相談し、危険な場合には注意喚起してもいいということであったので、危険だと認められる場合には躊躇なく見ず知らずの大人の方に笛を吹いている。同じ方だったりするので、そこまでしないと子どもたちの安全を守ることができないため、厳しい姿勢も必要であると感じる。

反面、やはり啓発をしていくことが必要で、皆さんが自分自身と子どもたちを守っていく。命を大切にするような乗り方はどのようなものかということを考えていくような発信も、学校から積極的に行う。また、土曜参観等で、そのようなセミナーなどを子どもと保護者の方、地域の方と一緒に開いていくことも必要だと考える。

○長嶋委員

先ほどから自転車の法改正の話が出ているが、茅ヶ崎警察署の方から自転車の乗り方・違反についての講習会があり、まちから協議会では4月に行った。

そういった案内があるときに、保護者向けの講習会をやったらどうかという話をした。保護

者の自転車の乗り方のマナーも良くないところがある。

未就学児を前・後ろに乗せて、小さい路地から急に出てくることがある。そのあたりのことを何か違う形で注意喚起するような働きがあってもいいと思う。

また、昨年 10 月に私どもから警察署にお願いをして、交通安全のルールについて説明をしていただいた。香川駅において数日前にも警察の方で自転車の取り締まりがあり、7 名ほどの方が、切符ではないが指導警告票を渡されたと聞いている。香川も自転車が、北陽中学校もあり、道路も狭いので、私どもも事故にならないかと危惧している。

香川駅前のスーパーマーケットの横に香川駅前出張所があり、そこに四つ角がある。寒川に抜ける道が広がっている。そこでひと月ほど前に 80 歳ぐらいの男性が自転車で一時停止せず、バイクにぶつかった。バイクもそれほどスピードを出していなかったが、やはり大人も子どもも、一時停止や曲がり角は自転車を降りるなど対策をした方がよいと思う。

○上野委員

子どもよりも大人の方が左側通行を徹底していないとか、目につくというのが実感としてある。一方、子どもはしっかり守っている子が非常に多いと感じる。

例えば、運動会などで私たち PTA が「早く並ばないで」とか「脚立禁止ですよ」など保護者の方にお伝えするが、それでもこそそと持ってきて、我々が見ていない間にまた出して、そういったイタチごっこのようなケースもある。

そのような中で、以前、茅ヶ崎小学校で、子どもたちが看板を持って巡回するという取り組みに組んだところ、大人の方も守っていただけた。

こういったケースのように子どもたちに指導することももちろん重要であるが、子どもたちが大人の中で啓発活動行うことで、大人たちはハッとさせられ、意識を持つ。

あるいは、子どもたちも自分たちが啓発する場に立つと、より意識高く交通ルールを守るのではないかと。児童・生徒も PTA もそうであるが、子どもたちにも協力してもらうことになるが、そういった活動も重要ではないかと考える。

○木下委員

茅ヶ崎警察署の方をお願いしたいが、一里塚交差点近辺の自転車のルールが乱れている。指導というより、啓発のチラシを信号待ちしている方にお渡しするような活動をしていただけるとありがたい。

○茅ヶ崎警察署生活安全課長

署に戻ったら関係部署に伝える。

○木下委員

チラシ配りをしていると自転車に乗っている方も心にブレーキかかるので、注意喚起の 1 つになると考える。

○佐藤会長

文教大学の稲見委員は、年代も近いということで何か意見・感想はあるか。

○稲見委員

大学ではバスに乗って通学しているのであまり自転車に乗る機会はないが、事故が増えているということだったので、私自身、自転車に乗る際の見直しなどして、安全面に工夫して乗りたい。

○木山委員

警察の方が本日いるので伺うが、藤沢市では交通事故発生マップというものを公開しており、どの交差点でどんな事故がいつ起きたとか、そういったマップが可視化されている。茅ヶ崎市にはそういうマップが見受けられないが、そのマップの作成の検討状況がもしあれば、お

伺いたい。

○茅ヶ崎警察署生活安全課長

私は担当課ではないので、承知していないところも多いが、所管ではデータを持っていると思うので、公開できるものか不明だが、提案があった旨を担当部署に伝える。

○木山委員

対応、感謝申し上げる。国のガイドラインでも、そういった身の回りの危険箇所の把握についてマップを活用し交通安全教育に役立てた方がいいと明示されている。先ほど松永委員も自分ごとにすることが大事だと言われていたので、その点の検討をお願いする。

○茅ヶ崎警察署生活安全課長

自転車が出たので、自転車等の盗難の被害抑止ということを1点だけお願いする。昨年、被害届が出ているだけで自転車の盗難が555台、昨日までの今年の被害が247台。統計だと42%が未施錠ということで、未施錠被害が非常に増えている。

駅周辺の駐輪場の被害もあるが、自宅やアパートマンションの駐輪場にとめる際も安心して鍵をかけないで盗まれているケースが非常に多いので、自転車施錠防犯に注意することとあわせて、学校の方は児童・生徒へ情報発信をお願いする。

3. その他

○木下委員

不登校の児童生徒が近年に増えているようであるが、学校では現在どのような対策支援をとっているのか。そして、学校でなくても他で行き先の希望を出せるところがあると聞いているが、その選択肢がどこなのかということを教えていただきたい。

○松永委員

本校、また茅ヶ崎市内の小中学校では少なからず不登校の児童が在籍している。登校を渋っている子ども、完全に不登校で全く学校に来られない子ども、それから学校には来られるが教室になかなか入ることができない子どもなど、様々な状況があるので一概にお答えすることは難しい。しかし、まず学校の中で、学校には来られるが教室には行かれない子どもに関しては、本校ではその子ども用の部屋を用意し、個別の指導、もしくは1日過ごすのであれば1日の目標、自分の目標を立ててできる範囲で対応している。なかなかそこに人を割くことができないので、空きの教員、支援担当を含めて、その児童の対応にあたっている。

そこまでの状況ではない場合には、保健室の養護教諭が対応する。保健室の一角に1人で過ごせる場所を設けているので、その場所を使用している。

また、保護者の方と一緒に安心して過ごすことができる子どももいる。例えば、1年生に多いが、1年生を保護者の方が送ってきて、それで帰ってしまうとなかなか教室に居られないという子どもに関しては、保護者の方が控えておける部屋がある。今年からコミュニティ・スクールの事業として、保護者地域連携ルームがあり、これは将来的にはいろいろな使い方があると思うが、保護者の方、地域の方が様々な使い方と利用することができる部屋として用意している。試行的に、送ってきた子どもが安心できるまで、控えて待っていただく部屋として使うということで、いろいろな状況に応じて子どもの実態を保護者の方と共通理解をしながら、どういった支援が必要なのかということをとともに考え、対応しているところである。

学校に来ることが難しいという場合には、青少年教育相談で相談していただいて、教育センターが管轄をしているあすなろ教室に通っている子どもも本校にはいる。

あとは教室と自宅を繋いで、オンラインで授業を行うことや、フリースクールに通うということであれば、状況に応じて校長裁量で出席扱いにするなど、様々な状況に応じて対応しているところである。

○木下委員

ご回答感謝申し上げます。

家庭の事情や、子どもが友達との関係で嫌な思いをして行きづらくなるなど、いろいろな事情があると思うが、学校での取り組みをいろいろな角度でされていることを大変ありがたく思う。

中学校はいかがか。

○尾木委員

中学校でも松永委員が話したことと同じような対応している。

中学生になると、いろいろな意味で学習面での問題が上がってくる場合もあるので、それも含めて対応している。

本校の取り組みにはなるが、学習でも対応できるように、ふれあい補助員や心の教育相談員など、市の方と連携して支援している。

また、居場所についても、その日によって子どもたちの気持ちが異なるので、例えば朝教室に入れないけど、少し休むことで気持ちが落ち着いて途中から入れる子もいれば、その日はとりあえず来たけれど勉強する気分ではない子もいる。

ただ、学校の職員だけでは子どもたちに合った対応というのはなかなか難しく、また子どもたちの本質の部分や気持ちの部分すべて受入れるのは難しい。そのため、さまざまな方法で気持ちが穏やかに過ごせるようにということで、本校だと小学校とも連携しているので、月に3回のスクールカウンセラーと、スクールソーシャルワーカー、子どもの養護の先生や特別支援コーディネーター、その子どもが話しやすい教職員、その子どもに合った場所、いろいろな形でのアプローチを試しながら進めている状況である。

校内での居場所をできるだけ増やしていきたいが、やはり小学校と同じでそこにずっといられる教職員がいるかという難しい部分もある。

今のところは本校だと教育相談員、ふれあい補助員、また、授業数が少なく空いている教職員などに行ってもらい、子どもの様子を見ている。また、学習に難しさを感じている子どもは、小学校時代からつまづいている子どもも多く、例えば漢字や英語など小学校の復習をすることで落ち着く子どももいるので、専門ではなくても、寄り添える大人がいるだけで、安心して過ごしてその後の活動に繋がっていくということではできていると感じている。

ただ、やはり学校だけでは難しい現状もあるので、場合によっては外部機関と連携し、外部機関を紹介するというところも行っている。

○木下委員

先生方に感謝申し上げたい。学校の中では学校の先生方が父母役になっていただきたいと自分の担当区域の学校にはお話し、学校を出てからは地域の大人たちにみんなで地域の子どもたちを育てようという声を継続的に発信している。

先生方の苦勞も存じ上げているので、学校で子どもたちの心が育つようお願いしたい。

○教育センター所長

補足だが、不登校の支援について、教育センターが所管している。

前提として、文部科学省が平成28年に、不登校を問題行動としてはならないという考え方を発信し、学校以外の学びの場を認めていく、あるいは学校復帰に固執しないということを徹底していくということで、平成終期から令和始期にかけて、文部科学省は指針を示している。

とはいえ、不登校の子どもが増えている状況の中で大変難しいと感じているところは、不登校という状況にあるその背景である。背景が一人ひとり違うと、その支援の方策がどうしても一人ひとり違ってくる。

そういうところで、学校そして市教育委員会も難しさを感じているところではあるが、学校においては、子どもの状況に合わせて、あるいは家庭の状況に合わせて、配置している相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとも連携しながら、より子どもたち、保護者の方々にきめ細かな情報提供、そして支援ができるよう努めている。

学校以外の学びの場については、私どもが所管しているあすなろ教室、あるいは民間のフリースクール、あるいは地域で当事者の方々が一部居場所として活動を展開されている場所もある。

る。その場所の方々とも随時、子どもは情報共有等をしている。

あるいは、地域の方々においても、子どもたちに居場所をつくる活動をしていることも耳にしている。また、公民館等でも、不登校にある子どもたちが居場所として利用していて、それを館の職員が見守っているという情報もある。

一番子どもが危惧しているのは家から出られずに、社会との繋がりがなかなか持てない家庭、児童生徒であり、そこは学校も随時連絡をとらせていただいたり、ときにはスクールソーシャルワーカーが家庭訪問したり、教育センターでも不登校訪問相談をやっているので、できる限り家庭に閉じこもらないような形を支援できればと取り組んでいる。

○佐藤会長

他になれば、事務局から事務連絡をお願いする。

○書記

次回の青少年問題協議会について、令和9年1月～2月に実施を予定している。

○佐藤会長

それでは以上をもって、令和8年度第1回茅ヶ崎市青少年問題協議会を閉会する。